

こんなケース、誤解です!

誤解ケース①



被扶養者
資格確認調査?
面倒だから
放っておこう

ご回答いただけない場合、ご回答いただくまでご連絡を差し上げます。
また、ご提出いただいても書類に不備がある場合は、再提出いただきます。

必要書類の漏れや年度違いにご注意ください。

例 収入見込証明書 …… 令和5年分(1月～12月分)
年金額の証明書 …… 令和5年発行のもの

誤解ケース③



もう就職したけど、
まだ昔の
保険証持ってたから
使っちゃえ

絶対にNG!です。被扶養者の要件を満たさなくなった日から大同健保の被扶養者ではなくなり、健康保険証も使えません。誤って医療機関で使用した場合は、かかった費用を請求いたします。

不要になった「健康保険証」は、必ず届出とともに会社経由で大同健保へご返却ください!

誤解ケース②



回答終了!
これで被扶養者の
削除手続きは
完了だね!

いいえ、調査にご回答いただいても、「被扶養者異動届(減員)」を提出しないと手続きしたことはありません。被扶養者としての資格がなくなった方がいる場合、かならず会社経由で届出をお願いいたします。

誤解ケース④



書類に
多少の不備があっても、
なんとかなるよね!

不備のある書類は受け付けられません! 必ずP3のチェック項目や専用ページを確認し、アップロードしてください。

こんな画像や書類は受け付けられません!



×端切れ



×反射



×不鮮明

- × 氏名不明、氏名相違
(被扶養者と被保険者の取り違えが多発)
- × 該当年度や年月が不明
- × 収入などの金額が不明
(「所得」ではなくすべての「収入」をお知らせください)

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」では、他にもさまざまなご質問へ回答しています。➡



お問い合わせ

被扶養者資格調査(設問や必要書類等)については
法研コールセンター
大同特殊鋼健康保険組合 被扶養者資格調査窓口

TEL **03-5213-4642**
9:00~17:00(土日祝除く)

「MY HEALTH WEB」へのアクセス方法・セキュリティコード発行については
MY HEALTH WEB
ヘルプデスク

調査全般については
大同特殊鋼健康保険組合
(担当:栄口)

TEL **03-5213-4467**
9:00~17:00(土日祝除く)

メール KNP-kenpo@sog.daido.co.jp
TEL **052-671-1188** 9:00~12:00(土日祝除く)